

項目	改正内容説明	施行時期
第 2 2 条 （公示送達）	省令改正にあわせた改正 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した 省令改正に伴う改正	地方税法等の一部を改正する 法律（令和 5 年法律第 1 号附 則第 1 条第 12 号に掲げる規 定の施行の日
第 2 2 条の 2 （納税証明事項）	第 2 2 条の改正に伴う規定の整備	地方税法等の一部を改正する 法律（令和 5 年法律第 1 号附 則第 1 条第 12 号に掲げる規 定の施行の日
第 3 9 条の 2 （所得控除）	法律改正にあわせた改正 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加	令和 8 年 1 月 1 日
第 4 0 条の 3 ① （市民税の申告）	法律改正にあわせた改正 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税 申告義務に係る規定の整備	令和 8 年 1 月 1 日
第 4 0 条の 3 ⑨ （市民税の申告）	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の改正に伴う改正	令和 7 年 4 月 1 日（予定）
第 4 0 条の 4 の 2 ① （個人の市民税に係る 給与所得者の扶養親族	法律改正に合わせた改正 記載事項について、特定親族を追加	令和 8 年 1 月 1 日

等申告書) 第 4 0 条の 4 の 3 ① （個人の市民税に係る 公的年金等受給者の扶 養親族申告書） 第 8 8 条 （種別割の税率） 第 9 4 条の 2 ② （種別割の減免） 第 9 5 条②～⑤ （身体障害者等に対す る種別割の減免） 附則第 1 0 条の 2 ⑰～ ⑳ （固定資産税に係る法 附則第 1 5 条第 2 項第 1 号当の条例で定める 割合）	法律改正に合わせた改正 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等 申告書に係る提出義務規定等の整備 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分 の改正 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書 の記載事項に係る規定の整備 道路交通法の改正に合わせた改正 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う規定の整備 項ズレ	令和 8 年 1 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日（予定） 令和 7 年 4 月 1 日（予定） 令和 7 年 4 月 1 日（予定） 令和 7 年 4 月 1 日（予定）
---	--	---

附則第 10 条の 3 ⑬⑭ （新築住宅等に対する 固定資産税の減額の規 定の適用を受けようと する者がすべき申告）	特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設	令和 7 年 4 月 1 日（予定）
附則第 16 条の 2 の 2 （加熱式たばこに係る たばこ税の課税標準の 特例）	加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例	令和 8 年 4 月 1 日
附則第 21 条① （都市計画税の課税標 準の特例等）	項ズレ	令和 7 年 4 月 1 日（予定）
附則第 21 条の 2 ③～ ⑤ （都市計画税に係る法 附則第 15 条第 14 項 等の条例で定める割 合）	項ズレ	令和 7 年 4 月 1 日（予定）